

保 存 期 間 5 年

通達乙人少第657号

令和 6 年 12 月 2 日

本部内各部課長  
警察学校長 殿  
各警察署長

茨城県警察本部長

再被害防止要綱の制定について

再被害防止については、茨城県警察犯罪被害者支援基本計画の改正について（令和3年10月14日付け通達乙警第982号）等に基づき実施しているところ、この度、別添のとおり再被害防止要綱を制定したので、引き続き、適正な再被害防止措置等に努められたい。

## 別添

### 再被害防止要綱

#### 第1 目的

本要綱は、犯罪の被害者又はその親族（以下「被害者等」という。）が、検挙した当該犯罪の被疑者（以下「加害者」という。）から再び危害を加えられる事態を防止するため、被害者等の保護に関して必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第2 再被害防止対象者

被害者等のうち、犯罪の手口、動機及び組織的背景、加害者と被害者等との関係、加害者の言動その他の状況から、加害者の再犯により、生命又は身体に関する犯罪被害を受けるおそれが大きく、組織的・継続的な再被害防止措置を講じる必要があるとして、警察本部長（以下「本部長」という。）が指定する者をいう。

ただし、茨城県警察保護対策実施要綱の改正について（令和6年5月9日付け通知乙組一第292号）の保護対象者を除く。

また、被害者等以外の関係者（捜査を行うに当たり関係を有することとなる全ての者をいう。）について、被疑者の逆恨み等により加害行為の対象となるおそれがあり、保護措置を実施する必要がある場合には、本要綱を準用して、必要な措置を講ずるものとする。

#### 第3 再被害防止対象者の指定

##### 1 指定上申

(1) 犯罪の被疑者を検挙した警察署長は、被害者等を再被害防止対象者に指定する必要を認めた場合には、人身安全少年課長を経由して本部長に上申するものとする。

(2) 被害者等からの相談、関係機関からの通報等を受理した場合には、当該相談等に關係する警察本部の所属の長（以下、「本部所属長」という。）は、再被害防止対象者について指定の要否を検討し、その必要を認めたときは、關係する警察署長に助言し、及び協力するものとする。

##### 2 指定

(1) 本部長は、前記1による上申があった被害者等が、再被害防止対象者に該

当すると認める場合には、当該被害者等を同対象者に指定するものとする。

- (2) 前記(1)により当該被害者等を同対象者に指定するとき、併せて当該対象者及び加害者の住居地、勤務地等を勘案し、一の警察署を再被害防止措置実施警察署（以下「実施警察署」という。）に指定するとともに、指定期間を通知するものとする。

#### 第4 再被害防止措置の体制

再被害防止措置は、原則として、次の分担により、相互に緊密な連携を保ち、実施するものとする。

##### 1 人身安全少年課長

人身安全少年課長は、加害者の釈放等に関する情報を把握するほか、再被害防止措置の実施に必要な関連情報を集約・分析するとともに、実施警察署を指導するものとする。

##### 2 実施警察署

###### (1) 実施警察署長

実施警察署の長（以下「実施警察署長」という。）は、再被害防止措置について、総合的な体制を確立するとともに関係所属と連携の上、同措置の実施に当たるものとする。

###### (2) 実施警察署担当者

実施警察署長が指定した同署に所属する警部以上の階級にある者は、同警察署長の指揮を受け、再被害防止措置の実施及び関係所属との連絡調整に当たるものとする。

##### 3 警務課長

警務課長は、再被害防止対象者の指定及び再被害防止措置の実施について、人身安全少年課長からの連絡によりその状況を把握するとともに、同課長に対し、本要綱の運用及び被害者等支援に関連する事項について助言・協力するものとする。

#### 第5 再被害防止措置の実施

##### 1 関連情報の収集等

各警察署は、再被害防止措置の実施に必要な関連情報（以下単に「関連情報」という。）を収集するものとする。

なお、関連情報は、適正に管理し、秘密を厳守すること。

## 2 再被害防止対象者に対する措置

各警察署は、再被害防止対象者への連絡体制を確立し、要望等を把握するとともに、非常時の通報要領、自主警戒等について防犯指導を行い、必要に応じ、所要の警戒措置を実施するものとする。

なお、加害者の釈放等に関する情報その他の関連情報について、再被害防止対象者から教示を求められた場合又は再被害防止のために必要な場合には、当該関連情報を教示すること。

## 3 加害者に対する措置

各警察署は、加害者の動向把握を行うほか、必要に応じ、指導警告等の措置を実施するものとし、刑罰法令に触れる行為を認知した場合には、厳正に対処するものとする。

# 第6 指定の解除等

## 1 指定の解除

指定期間を経過したときは、指定が解除されたものとみなす。

## 2 延長等の上申

### (1) 指定期間の延長

実施警察署長は、指定期間の延長について、指定期間経過前にその要否を検討し、延長の必要があると認めるときは、期間を定めて、人身安全少年課長を経由して、本部長に上申するものとする。

### (2) 指定期間内の解除

実施警察署長は、指定期間内であっても、再被害防止対象者の指定の必要がなくなったと認めるときは、指定の解除について、人身安全少年課長を経由して、本部長に上申するものとする。

## 3 決定

本部長は、前記2の延長等の上申を受けたときは、再被害防止対象者の指定期間の延長又は指定期間内の解除の要否を決定するものとする。

# 第7 連携

## 1 刑事施設等

人身安全少年課長は、再被害防止措置の実施に当たり、検察庁、刑事施設（刑

務所、少年刑務所及び拘置所をいう。また、受刑者を収容する少年院を含む。)、  
地方更生保護委員会及び保護観察所と連携するものとする。

## 2 都道府県警察

(1) 実施警察署長は、再被害防止措置を実施する上で関係を有する警察署が他の都道府県警察に属する場合には、双方の本部担当課長を経由して当該警察署長に依頼するものとする。

なお、この場合において、関係警察は誠実にこれに当たること。

(2) 人身安全少年課長は、都道府県警察間の連携等について必要があるときは、警察庁又は管区警察局による調整を求めることができる。

## 第8 報告

実施警察署長は、再被害防止対象者の指定状況等について、人身安全少年課長を経由して本部長に対し、定期的又は隨時に報告するものとする。